

公立大学法人長野県立大学三輪キャンパスの企業財産包括保険に関する仕様書

1 保険契約者

公立大学法人長野県立大学

2 被保険者

平成31年1月下旬ころまで「長野県」

平成31年1月下旬ころから「公立大学法人長野県立大学」

(注) 保険の対象となる三輪キャンパスだが、現在は長野県の所有物となっている。国による定款変更認可がおりるのが、平成31年1月下旬ころの予定であり、その認可により、長野県から公立大学法人長野県立大学へ所有権が移転する。その時点で当保険についても、所有者変更（権利譲渡）となる。

3 保険期間

平成31年1月16日午後4時から平成32年1月16日午後4時まで

4 保険契約の内容

(1) 保険の対象

公立大学法人長野県立大学三輪キャンパスの建物が災害等により消失した場合に補償する。

なお、保険付保対象物件は、別添「対象明細書」のとおりとする。

(2) 担保される事故種別（下記内容と同等以上とする）

ア 火災、落雷または破裂もしくは爆発

イ 風災、雹災または雪災

ウ 給排水設備事故の水濡れ等

エ 騒擾または労働争議等

オ 車両または航空機の衝突等

カ 建物の外部からの物体の衝突等

キ 盗難

ク 水災

(3) 保険金額

保険金額の設定基準は新価（再調達価格）とし、付保割合は100%とする。支払限度額は1事故あたり7,928,122千円とする。免責金額は同0千円とする。

(4) 付保方式

多構内特殊包括方式とすること。（三輪キャンパス内の全ての物件を対象）

5 その他

(1) 中途更新解約等でなく、契約内容変更手続きにより被保険者（長野県から公立大学法人長野県立大学）の変更を行うことができること。

(2) 保険料の算出について、付保対象物件のリスクを的確に把握し、リスクに応じた保険料率を適用するものとする。なお、不正な保険料率を適用した場合には、保険料算出根拠の提出を求めることとする。

(3) 上記仕様に対する応札内容を確認するため、応札仕様書等を提出すること。

（見積額算定根拠の使用約款・特約、適用割引及びオプション提案、サービス体制等について）

- (4) 契約金額の支払いは、適法な請求書を受理した日の翌月末日に支払う。
- (5) 長野県内に直営の事故対応拠点（サービスセンター、損害調査拠点等）が1ヶ所以上有し、事故が発生した場合、いつでも受付、対応ができるように窓口を整えること。また、事故の対応に当たって公立大学法人長野県立大学との連絡調整を行う専任の担当者を定め、事前に公立大学法人長野県立大学に報告すること。
- (6) 入札公告及び本仕様書、請書（案）、入札説明書等を熟覧のうえ入札に参加すること。
- (7) その他不明点、細部等については発注者に問い合わせ（仕様や条件部分については入札前に行うこと）、協議・打合せのうえ、その指示にしたがうこと。